

会 議 録

会議の名称	行田市国民健康保険運営協議会（平成20年第3回）
開催日時	平成20年11月18日（火） 開会：午後2時00分・閉会：午後3時35分
開催場所	行田市郷土博物館 2階会議室
出席者(委員)氏名	新井房子、大澤邦夫、巢山伸子、岩寄喜美、中野光庸、島田悦男、根本和雄、坂詰和彦、鈴木ふみ子、石井孝志、佐々木賢也、川島昭雄、藤岡輝男、細尾寛
欠席者(委員)氏名	信澤孝一、鯨井洋、衛藤一憲
事務局	渡辺千津子（健康福祉部長）、小林典男（保険年金課長）、木村美津子（同主幹）、石塚聖子(同国保担当主査)
会議内容	議案第7号 行田市国民健康保険条例を一部改正する条例（案）について
会議資料	行田市国民健康保険条例を一部改正する条例（案） 資料（新旧対照表、出産育児一時金制度の見直しについて他、） 委員名簿 「埼玉の国保」10月号、「見てなっとく！埼玉の国保」 特定健診の状況について 福祉のまちづくりシンポジウム
その他必要事項	

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局（木村）	<p style="text-align: center;">市 民 憲 章 唱 和</p> <p>本日の委員会開催にあたり、信澤委員、鯨井委員、衛藤委員から欠席の連絡をいただいております。行田市国民健康保険規則第5条第3項に規定する委員の過半数の出席は得ておりますので、本日の会議は成立することを報告いたします。</p> <p>これより、「行田市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。</p>
会 長 事務局（木村）	<p style="text-align: center;">あ い さ つ</p> <p>次に、健康福祉部長よりあいさつを申し上げます。</p>
健康福祉部長	<p style="text-align: center;">あ い さ つ</p>
事務局（木村）	<p>役員の交代について報告します。被用者保険協議会からの推薦である熊谷社会保険所長の萩野谷さんが10月1日をもって政府管掌保険の事業運営が、全国保険協会に移管されたことに伴い、委員の委嘱解除依頼が届出されましたので退任となりました。後任につきましては、協議中です。続きまして、会議録署名委員の選任について、会長お願いします。</p>
会 長	<p>次第の2番目、会議録署名委員の選任を行います。事務局の説明を求めます。</p>
事務局（小林）	<p>順番によりまして、大澤委員さん、巢山委員さんとなっております。</p>
会 長	<p>事務局から説明のあったとおり、大澤委員さん、巢山委員さんにお問い合わせすることよろしいでしょうか。</p>
会 長	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、両委員さん、よろしく申し上げます。</p>
事務局（木村）	<p>次に、議事に移ります。ここからの議事は規則に基づき会長に議事をお願いします。</p>
議 長	<p>次第の3、審議事項に移ります。審議事項の内容について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局（小林）	<p style="text-align: center;">審議事項の変更について経過説明</p> <p>次に議事に入ります。議案第7号行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてのみ議題とします。</p>

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局（小林） 議 長	<p>議題について説明…産科医療補償制度に基づく、出産育児一時金の額の改正。現在の35万円から3万円を上限として上乗せした形で38万円への支給額の変更。ただし、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合に限り支給。～産科医療補償制度の説明。政令の改正が作業中であり内容の変更（一律38万支給等）が生じた場合には政令改正案に基づいた条例の変更があり得ることを含めることを了解いただき、検討をお願いします。</p> <p>ただいま事務局の説明に対して、質疑がありましたらお願いします。</p>
事務局（小林） 議 長 中 野 委 員	<p>補足の説明。出産日が平成21年1月1日からが対象となります。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p> <p>産科医療補償制度の補償対象について伺いたい。「通常の妊娠・分娩にもかかわらず、脳性麻痺になった場合とする」とありますが、通常の分娩での脳性麻痺は考えづらい。例えば処置の遅れなど通常の分娩でないと想像できないのですが。</p>
事務局（小林） 中 野 委 員	<p>市の条例といたしますと、内容はこの制度に加入している医療機関で出産をした場合は3万円の上乗せですということの内容なのですが、参考までに、委員のお話の産科医療補償制度についての情報を申し上げますと無過失補償制度であると聞いております。</p> <p>以前から医師会でも問題になっており、特に産科の場合、高額であることがかなりのリスクであり、産科離れ等の大問題になっているので、正常分娩であることというのは想像できなかったですけど、『無過失補償制度』という言葉が出たのでわかりました。</p>
事務局（小林） 中 野 委 員	<p>この制度に医療機関が加入すると、1件当たり3万円であると、妊産婦に上乗せになることに対する助成になります。</p> <p>くどういようですが、正常であるという補償内容の項目に変更がない限り実際問題としますと考えようがないことですね。</p>
事務局（小林） 議 長	<p>それは、補償の約款のなかで詳細が決まってくると思います。</p> <p>産科医療制度について再説明</p> <p>他にご意見ありますか。</p>

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
中 野 委 員	<p>今回の場合産科医療ですが、国保の出産費は世帯主に支払われますが、例えば出産費用を直接行政から医療機関へ払い込むことができれば医療機関への不払いが解消することになります。年間にするとかなりの額の不払いがある現実があり、経営にも影響を及ぼして、行田に産科のある病院は1件になってしまったわけです。これは不幸なことで、医師会から行政に考えてもらいたいのであえて発言させていただきます。</p>
事務局（小林）	<p>これは正式な情報ではなく新聞情報等で、厚労大臣が記者会見した中で出産費用の支払い方法について、現行の償還払い制度から直接医療機関へ支給する方法に改める考えを発表したということです。</p>
中 野 委 員	<p>それは、大臣の個人的な意見ですか。</p>
事務局（小林）	<p>それは、わかりませんが。</p>
議 長	<p>他に意見はありますか。</p>
細 尾 委 員	<p>政令が改正中ということですが、決まってから協議会を開いた方がよかったのではと思ったのですが、それでは議決が間に合わないということで今日開いたということですが、もし、政令が変わった場合もう一度運営協議会を開くのですか、ということを伺いたい。</p>
事務局（小林）	<p>政令が改正されて、交付されるのは、私たちのつかんでいる情報によりますと、11月の終わりから12月の初めくらいといわれておりますので、その条例改正（案）は議会の提案もありますので、議会の日程との関連からしまして政令が改正され、交付されるのを待ってからといいますと間に合わないということで本日開催させていただいたわけです。もし、政令がお示しさせていただいた案と違って一律38万円の支給となった場合につきましては、もう一度会議を開催するという形ではなくてそれを含んだ案件ということでご理解いただければと考えております。</p>
川 島 委 員	<p>今回の条例改正は政令にそった形でということで、仮に案と違って一律38万円になったとしてもそれでどうこうするという意思はないわけですから、大筋があっていればいいことで、私は問題ない</p>

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
健康福祉部長	<p>と思うのですが。</p> <p>市としましては、政令にのっとった改正を基本的に考えております。ですから政令が今のままでなかったとしても、その合わせる形でこの条例を改正しようと考えております。</p>
細 尾 委 員	<p>私は、確認の意味で聞いたので、方向がどうこうということではありません。</p>
議 長	<p>他にありますか。難しい問題ではありますが。</p>
石 井 委 員	<p>基本は、行田市国民健康保険条例は国の保険と同じようになると、中身に含まれているわけで、先ほど説明のあった通り、36条に現在35万円という形にうたっているわけです。それを改めて3万円上乗せして38万円という形に原稿ができていますから、これを基本として条例改正は別にかまわないのではないかと。これは住民にとっても医療機関にとってもいいことだと認識していますので、そういう面では改めて、会議を開くことはないのかなと。基本点だけきちんと会議の中で確認できればいいと思っています。</p>
議 長	<p>他に意見はありますか。</p>
新 井 委 員	<p>今、行田では産科が中央病院しかないということでしたが、里帰り出産をすると該当にならないのですか。出産費用が38万円に満たない場合もあると思うのですが。</p>
石 井 委 員	<p>住民には病院を選ぶ権利があるわけですね。身近にそういう病院がないということ自体がおかしいと思いますし、本来だったらそういう話をする場、住民のための医療機関が必要だと思います。市民は分娩をするときは羽生に行ったり、熊谷に行ったりと様々な人がいると思いますが、お医者さんのなり手もいなくて、まだこの辺りはこのくらいの距離で医療機関へかかれますけれど、地方に行くとしごいわけで、私の姪は80キロ以上離れた所に行かなくては出産できないということで、驚いたんですけど、総合病院はありますが、産科が無いという自治体に住んでいる不安もある、ですが、このような制度でもっていくらかでも補てんしていく。また、産婦人科によって治療の内容が違うので実際35万かからないところも、</p>

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局（小林）	<p>それ以上の診療で高くやっつけていらっしやるところもあると思うんですけど、3万円は保険の上乗せで、治療の上乗せという解釈ではないですよ。</p> <p>はい。</p>
議 長	<p>（再度説明）</p> <p>他に意見はありますか。</p>
新 井 委 員	<p>この制度にすべて加入していないことの不公平は生じませんか。</p>
石 井 委 員	<p>それは、行政で指導していくしかないのではないですか。制度ができるので、3万円上げるということですから。</p>
事務局（小林）	<p>産科医療補償制度に加入している医療機関の割合ですが全国平均が94%で埼玉県は若干低めであると、手元に資料がないので具体的な数字は挙げられませんが、そのような加入率ということです。</p>
石 井 委 員	<p>新しい制度になった場合、死亡率は減るわけですよ。医療機関にお任せするわけですけど。</p>
健康福祉部長	<p>資料「産科医療補償制度の概要」3ページ目のところ加入促進策の欄です。そこへ県のホームページの情報欄に産科医療補償制度に関する情報、医療機関のホームページに本制度加入を追加、あとは、制度の団体である日本医療機能評価機構が加入医療機関を公表し、ここでこの医療制度に加入したところで出産なさった場合で出産一時金を加算するということです。すべての医療機関ということではありません。</p>
議 長	<p>だいたいの意見が出尽くしたようですので、採決に入らせていただきます。議案第7号行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）につきましては、承認することによろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>「はい」の声</p>
事務局（小林）	<p>さよう決定いたします。次に次第4その他ですが事務局から報告とお知らせがございます。</p>
事務局（小林）	<p>①委員の本年末で任期満了になるお知らせ。</p> <p>②11月12日に国保協議会主催の国保強化推進大会に佐々木会長が出席、国・県に対する要望を決議してきたことの報告。</p>

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
<p>議 長 事務局（木村）</p>	<p>③ 特定健診・特定保健指導の受診状況等についての報告。</p> <p>④ 配布冊子 2 冊について。</p> <p>⑤ 12 月 19 日に開催する「福祉のまちづくりシンポジウム」についてのお知らせ。</p> <p>以上で本日の議事を終了しました。進行を事務局に返します。</p> <p>長時間にわたり慎重なご審議ありがとうございました。これをもちまして、国保運営協議会を閉会させていただきます。</p>